

鳥獣保護管理事業計画（第13次計画令和7年9月軽微改正）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
第13次 鳥獣保護管理事業計画書 令和4年4月1日から 5年間 令和9年3月31日まで (令和4年11月1日改正) (令和6年11月1日改正) 京 都 府	第13次 鳥獣保護管理事業計画書 令和4年4月1日から 5年間 令和9年3月31日まで (令和4年11月1日改正) (令和6年11月1日改正) <u>(令和7年9月1日法改正に伴う軽微な改正)</u> 京 都 府	
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (1) 希少鳥獣 (略) (2) 狩猟鳥獣 ア 対象種 法第2条第7項に基づき定められた鳥獣とする。ただし、クロガモ及びヤマシギなど狩猟鳥獣であっても、府内の生息状況などを踏まえ、保護が必要と認められる鳥獣については、法第12条に基づき所要の手続を経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。 イ 保護及び管理の考え方 (略) (3)～(5) (略) 2～4 (略)	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (1) 希少鳥獣 (略) (2) 狩猟鳥獣 ア 対象種 法第2条第8項に基づき定められた鳥獣とする。ただし、クロガモ及びヤマシギなど狩猟鳥獣であっても、府内の生息状況などを踏まえ、保護が必要と認められる鳥獣については、法第12条に基づき所要の手続を経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。 イ 保護及び管理の考え方 (略) (3)～(5) (略) 2～4 (略)	鳥 獣 保 護 管 理 法 改 正 に 伴 う 項 ズ レ を 改正